

## 本計画の位置付け

- 本計画は、空家法第6条に基づく本市の空家等対策計画である。
- 今後、本計画の内容を踏まえ、各区においても各区の空家等の実態や対策の必要性等を勘案し、空家等対策に係るアクションプランなどの策定に努める。
- 「区長会議まちづくり・にぎわい部会」において、各区の取組み状況等の進捗管理を行う。

